

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、国鉄西日本動力車労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 29 年 5 月 15 日以降

2 場所

西日本旅客鉄道株式会社（京都府福知山駅、大阪府四条畷駅、奈良県吹田総合車両所奈良支所、広島県五日市駅）

3 要求事項

時間外労働の賃金等

平成 29 年 5 月 12 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久